（案）

令和８年 11 月
物流・自動車局

「自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程」の一部を改正する告示案・通達案について（概要）

１．改正の背景

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う、訪問特定整備制度を創設し、令和７年６月に施行したところである。訪問特定整備制度のうち、限定訪問特定整備では一部の特定整備（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 48 条第２項の規定において読み替えて準用する法第 47 条の２第３項の「整備」（以下「法定点検整備」という。）に該当するものを除く。）に限り行うことができることとしている。

今般、令和８年７月 21 日に閣議決定された規制改革実施計画において、自動車整備士及び自動車の安全性の確保を前提として、法定点検整備及びドラムブレーキの交換の場合であっても限定訪問特定整備の実施を可能とすることについて所要の措置を講ずるとされたところである。これを受け、自動車整備士及び自動車の安全性の確保や周囲への環境影響に十分に配慮して、自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（以下「実施規程」という。）及び関係通達について所要の改正を行う。

２．改正の概要

２．１　告示

（１）用語の定義として、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）別表第四の区分に基づき、「大型普通自動車」及び「中型普通自動車」の定義を新設する。

（２）中型普通自動車までの車種を対象に、限定訪問特定整備のうち法定点検整備に該当するものが実施可能となるよう、所要の措置を講ずる。なお、大型普通自動車については従前どおりとする。

（３）限定訪問特定整備において行うことができる特定整備について、以下のものを追加する。

・普通自動車（大型普通自動車を除く。）、小型自動車又は軽自動車の制動装置のうちブレーキ・ドラム（センタ・ブレーキ・ドラムを除く。以下同じ。）を取り外して行うブレーキ・ライニングの交換又はブレーキ・ドラムを取り外すために必要となる動力伝達装置のうちドライブ・シャフト（ナックルとの連結部に限る。）若しくは走行装置のうちホイール・ベアリング若しくはリア・アクスル・シャフトの取り外し

（４）限定訪問特定整備について、安全性の確保及び環境保全の観点から、以下の遵守事項を追加する。

①限定訪問特定整備のうち第二条第二号イからハまでに掲げるもの（大型普通自動車又は中型普通自動車に係るものに限る。）を行う場合は、訪問特定整備士等を二人以上従事させるとともに、安全性の確保を図るための措置を講ずること。

②限定訪問特定整備のうち法定点検整備に該当するものを行う場合は、当該限定訪問特定整備に係る自動車の種類に応じ施行規則別表第四に掲げる点検作業場の規模の基準を満たす場所において行うとともに、安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図るための措置を講ずること。

２．２　関係通達

（１）自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）（令和２年４月１日付け国自整第 353 号）

・実施規程の改正に伴い、訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件について改正を行う。

・その他、所要の規定の整備を行う。

（２）「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて（平成 18 年３月２日付け国自整第 127 号）

・訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反に関して、「別表１　自動車特定整備事業に係る違反点数」に次の具体的違反事例に対する違反点数を新設する。

①　限定訪問特定整備であって、訪問特定整備士等を二人以上従事させるべきところ、従事させていない　違反点数１５点

②　限定訪問特定整備であって、安全性の確保等を図るための措置を講じていない　違反点数１５点

３．今後のスケジュール（予定）

公　布：令和９年１月下旬

施　行：公布日と同日

経過措置：施行の際現に第３条第１項の規定による届出をしている訪問特定整備等事業者が行う限定訪問特定整備（大型普通自動車又は中型普通自動車に係るブレーキキャリパを取り外して行うブレーキパッドの交換に限る。）については、令和９年３月３１日までの間は、２．１（４）①の規定は適用しない。